

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年四月一日

埼玉県越谷県土整備事務所長 海老原 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 越谷野田線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
越谷市大字大房字沼田六八九 番四地先から 同市大字大吉字坎前二九四番 四地先まで	越谷市大沢四丁目三七一一番 五地先から 同市大字大吉字坎前二九四番 一地先まで	区 間
二〇・九〇、 三九・五五	一〇・〇〇、 三一・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
二二七五・八三	二七三五・〇〇	延 長 (メートル)
		備 考 都市計画道路浦和野田線の建設に伴う区域変更(市道との振替え)。